第三千三百九十七号

平成二十三年

基本測量の実施...... 軽油引取税に係る特約業者の指定..... 告 目 示 次 (税 ( 監 理 務

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告. 公 告 (経営支援課) ... |

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告......

同

出

青森県営農大学校の学生募集... 先機 関 (営農大学校) ...

土地改良区の役員の住所変更....

公安委員会

県三 局域 :

青森県暴力団排除条例施行規則..... 対組 策犯 :

Ħ.

示

青森県告示第五百十一号

で、青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十二条の により、次の者につき三八地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたの 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十四条の九第一項前段の規定

(

五前段の規定により告示する。

平成二十三年六月八日

中里石油株式会社	氏名又は名称
中里殖行	代表者の氏名
赤川川原七八三戸郡五戸町大字上市川字	所在地生たる事務所又は事業所の
<b>三平</b> 成 <b>・</b> ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	年指 月 日定

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第五百十二号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十三年六月八日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

作業種類

基本測量 (一等磁気測量

作業期間

三.

껃

平成二十三年六月十日から平成二十四年二月二十九日まで

Ξ 作業地域

上北郡横浜町

公

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

供する。 により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、 規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第三十六条第一項の 縦覧に

平成二十三年六月八日から同月二十二日まで

2

平成二十三年六月八日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

1 十和田市東一番町七の一、七の四、七の六、七の八七、七の二二九、七の二三 七の二三五

2 十和田市稲生町一八二の一、一八三の二

3 十和田市稲生町二六の一、二六の二、二六の三、二六の五、二六の一一、二六 | 二、二七の一、二七の二、二七の三、二七の四、二八の一二

| 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

青

Ξ

意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する

者は、 意見書を提出することができる

提出期限

平成二十三年六月二十二日

2 提出先

3 記載事項

青森県商工労働部経営支援課

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第五十五条第一項の

舗立地法特例区域の案を公告し、 て準用する同法第三十六条第七項の規定により、 規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第四項にお 縦覧に供する。 次のとおり当該第二種大規模小売店

平成二十三年六月八日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

四七の四九、一四七の五〇、一四七の五五 七、一四七の五、一四七の一五、一四七の一八、一四七の一九、一四七の二〇、 一、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の五、一四六の六、一四六の 一四七の二一、一四七の二三、一四七の二四、一四七の二六、一四七の三五、一 十和田市稲生町一四二の四、一四三の一、一四三の三、一四三の四、

2 十和田市稲生町一九の五、一九の一一、一九の一二、二〇の一、二〇の九、二 二、二四の四、二五の一、二五の二 四、二二の六、二二の七、二二の八、二二の九、二二の一三、二三の一、二四の の二、二一の三、二一の五、二一の八、二三の一、二二の二、二二の三、二二の | ○の||、||○の|||、||○の|四、||○の|六、|||の|、||

3 十和田市東一番町七の一一、七の一三、七の一四、七の二七、 の三一九及び九の二〇及び九の二五に接する水路の一部 八の一一、八の一七、九の二、九の二〇、九の二一、九の二五、七の一三及び七 の三二四、七の三二五、七の三二六、八の一、八の二、八の四、八の七、八の九、 の三一〇、七の三一一、七の三一八、七の三一九、七の三二二、七の三二三、七 の六一、七の六二、七の七一、七の七二、七の九八、七の九九、七の一五七、七 七の四五、七の四六、七の四七、七の四八、七の四九、七の五九、七の六〇、七 三〇、七の三一、七の三二、七の三三、七の三四、七の三五、七の三六、七の三 七の三八、七の三九、七の四〇、七の四一、七の四二、七の四三、七の四四、 七の二九、

| | 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十三年六月八日から同月二十二日まで

3 時間

3 2 記載事項 提出先 平成二十三年六月二十二日 提出期限 青森県商工労働部経営支援課 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所 意見及びその理由 出

意見書は、日本語により記載すること。

### 先 機 闃

青森県営農大学校告示第二号

ない場合のみ実施することとする。 平成二十四年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学 ただし、二次募集試験は一般募集試験 (昭和五十五年三月青森県規則第二十号) 第七条第三項の規定により公示する。 (推薦選考を含む。) の合格者が定員に満た

平成二十三年六月八日

青森県営農大学校長 小

野

智

栄

修業年限

二年

募集人員 課 程

定

員

五

受験手続

畑作園芸課程 七十名

Ξ 受験資格等

果 畜 樹 産 課 課 程 程 (男女を問わない。)

 $\equiv$ 

意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する

者は、

意見書を提出することができる。

- 1 推薦選考は、 次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者
- 育学校を平成二十四年三月までに卒業する見込みの者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による高等学校若しくは中等教
- 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者
- 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強固で健康な

 $(\equiv)$ 

- 2 一般及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者
- 第二十六号) による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成二十 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法 (昭和二十二年法律
- 四年三月に卒業する見込みの者
- 試験等の実施期日、場所及び試験科目 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

四

試工験次	試 一 験 般	推	———— <u></u>
試 上 一次 募 集	験 般 募 集	推薦選考	試験等
分 (水) 午前九時十	日(水)午前九時十分平成二十四年一月十八	日 (水) 午前十一時平成二十三年十一月九	試験の期日等
"	"	青森県営農大学校四八の八	試験の場所等
II .	文]、面接数学 、生物 、作筆記試験 [現代文、	等の関係書類に対している。	試験科目等

試験家募集	試 一 験 般 募 集	推薦選考	試験等
II	一 入校願書 (第一号様式、 写真貼付) 二 本校所定の受験票 (写 真貼付) 三 平成二十三年三月に高 等学校又は中等教育学校 を卒業した者及び平成二 十四年三月に卒業する見 込みの者にあっては、志 願者調査書 四 前項に規定する以外の 者にあっては、次に掲げ る書類 イ 最終出身学校の卒業 記明書 口 最終出身学校の成績 日 最終出身学校の成績	<ul><li>(第二号様式)</li><li>人校願書(第一号様式、 写真貼付)</li><li>事貼付)</li><li>直貼付)</li><li>直貼付)</li><li>直貼付)</li><li>本校所定の受験票(写真貼付)</li><li>高りで表示。</li></ul>	提出書類
平成二十四年二 平成二十四年二	平成二十三年十 一月八日 (木) から同月十五日 (木)まで	(木) まで 月三日 (月) か ら同月十三日	受付期間
"	n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	青森県営農大学校 四八の八 ハ) ニ五九	提出先

### 1 発表期日等 六 合格者の発表

二次募集試験	一般募集試験	推薦選考	試験等
平成二十四年三月一日 (木)	平成二十四年一月二十六日(木)	平成二十三年十一月十七日(木)	発表の期日

できる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)。理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することが青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代

2

- 開示する個人情報は、科目別得点及び総合得点とする。
- □ 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- 三 開示場所は、青森県営農大学校会議室とする。
- 授業料等 (改定された場合は、改定後の金額を適用する。)

七

- 入校検定料 二千二百円
- 入校料 五千六百五十円
- 授業料 年額 十一万八千八百円
- 諸経費 年額 六十五万円

八 その他

七六 六二 三一一一) に問い合わせること。 この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務研修課 (電話〇一)

土地改良区の役員の住所変更

平成二十三年六月八日

規定により公告する。

守土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、島

三八地域県民局長

海英章

鳴

理	区役員
事	別の
坂	氏
保	名
の一 バ戸市南郷区大字島守字上江花沢 新住所 バ戸市南郷区大字島守字上江花沢 旧住所	住
上江花沢一一	所
平成三: 季三	年 月 日

2

### 安 委

青森県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年六月八日

青絑県公安委員会委員長 加 福 善

貞

## 青森県公安委員会規則第六号

青森県暴力団排除条例施行規則

第一条 この規則は、青森県暴力団排除条例 (平成二十三年三月青森県条例第九号) 以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第二条 条例第十七条第一項第五号の公安委員会規則で定める施設は、次の各号に掲 げる施設とする。

- 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第百二十四条に規定する専修学校 (高等課程を置くものに限る。
- る青少年教育施設 社会教育調査規則 (昭和三十五年文部省令第十一号) 第三条第十一号に規定す

### (勧告の方法)

第三条 条例第十八条の規定による勧告は、 勧告書 (様式第一号) により行うものと

(報告又は資料提出に関する手続)

する。

(様式第二号) 条例第十九条の規定による報告又は資料提出の求めは、報告・資料提出要求 により行うものとする

- 員会は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所を報告・資料提出要求書に記載して 行うものとする。 (以下「口頭報告」という。) を求めることができる。 公安委員会は、 前項の場合において必要があると認めるときは、 この場合において、 口頭による報告
- 提出するものとする。ただし、前項の口頭報告を求められた者(以下「口頭報告者」 という。) で、かつ、資料の提出を行わないときは、この限りでない。 料提出者」という。) は、公安委員会に対し、報告・資料提出書 (様式第三号) を 条例第十九条の規定により報告又は資料の提出を求められた者 (以下「報告・資

3

- 期限又は口頭報告の期日までに相当な期間をおくものとする。 公安委員会は、第一項の規定による求めを行うときは、報告・資料提出書の提出
- 又は口頭報告者が報告期日に出頭しないときは、報告又は資料の提出を拒んだもの として取り扱うものとする。 公安委員会は、報告・資料提出者が提出期限までに報告・資料提出書を提出せず、

### (口頭報告の聴取

第五条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭報告を求めたときは、警察本部 長が指定する警察職員に当該報告を聴取させるものとする。

- 報告日時等変更申出書 (様式第四号) により口頭報告の日時又は場所の変更を申し 出ることができる。 口頭報告者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、
- を変更することができる。 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭報告の日時又は場所

3

又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭報告の日時若しくは場所の変更を り口頭報告者に通知しなければならない。 しなかったときは、 公安委員会は、前項の規定により口頭報告の日時若しくは場所の変更をしたとき、 速やかに、 その旨を報告日時等決定通知書 (様式第五号) によ

### (公表の内容等)

る事業者等 (以下「公表対象者」という。) の氏名及び住所 (法人にあっては、そ 実とする。 の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) 並びに公表の原因となる事 条例第二十条第一項に規定する公表の内容は、同項各号のいずれかに該当す

県

報

森

- 2 (意見を述べる機会の付与に関する手続 前項の公表は、青森県報への登載及びインターネットの利用により行う。
- 第七条 通知するものとする。 機会を与えるときは、 条例第二十条第二項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する 公表対象者に対し、 意見の聴取通知書 (様式第六号) により
- 2 の聴取を求めることができる。 公安委員会は、 !すべき日時及び場所を意見の聴取通知書に記載して行うものとする。 前項の場合において必要があると認めるときは、 この場合において、 公安委員会は、その旨並びに出 口頭による意見
- 3 口頭による意見の聴取を求められた者は、この限りでない。 公安委員会に対し、申述書 (様式第七号) を提出するものとする。ただし、 公表対象者は、 第一項の規定により意見書を提出する機会を与えられたときは、 前項の
- 4 提出することができる。 公表対象者は、口頭で意見を述べ、又は申述書を提出するに当たり、証拠資料を
- 5 又は申述書の提出期限までに相当な期間をおくものとする。 公安委員会は、第一項の規定により通知するときは、口頭による意見の聴取期日
- 6 限までに申述書を提出しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。 (口頭による意見の聴取) 公安委員会は、公表対象者が口頭による意見の聴取期日に出頭せず、又は提出期
- 第八条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、 警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

青

- 2 意見の聴取日時等変更申出書 (様式第八号) により口頭による意見の聴取の日時又 は場所の変更を申し出ることができる 公表対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、
- 日時又は場所を変更することができる。 公安委員会は、 前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の
- 更をしたとき、 等決定通知書 (様式第九号) により公表対象者に通知しなければならない。 の日時若しくは場所を変更しなかったときは、 公安委員会は、 又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取 前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変 速やかに、その旨を意見の聴取日時

第九条 報告・資料提出者又は公表対象者は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、報告・資料提出者又は公表対象者のために、報告若しくは資料

の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3

は

- して証明しなければならない。 報告・資料提出者又は公表対象者は、 代理人の資格について、代理人選任届出書 (様式第十号) を公安委員会に提出 第一項の規定により代理人を選任したとき
- 資格を失ったときは、 委員会に届け出なければならない。 報告・資料提出者又は公表対象者は、 代理人資格喪失届出書 (様式第十一号) によりその旨を公安 第 一項の規定により選任した代理人がその

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、 部長が別に定める。

警察本

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

勧告の原因となる事実

次のとおり勧告します。

青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)第18条の規定により、

餺

I

9

 $\mathbb{K}$ 

谷

団排除条例第20条第1項第1号の規定により、その旨を公表することがあります。

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、青森県暴力

<u>(Ť</u>

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第一号

様式第1号(第3条関係)

锤

礟

ΠĤ

1

봻 ΠĤ

資 챛

撓

H 瞅

\* 1

徭

車

併

Д

ш

徭

声

併 Н

青森県公安委員会

ĘJ

骤

青森県公安委員会

Ξ

次のとおり報告又は資料の提出を求めます。 青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)第19条の規定により、

報告又は資料の提出を求

める理由

報告又は資料の提出期限 伟

Я

H ま

報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注2) 口頭による報告を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

所を記載すること。

様式第2号 (第4条関係)

様式第二号

(表)

ء

淅

報告又は提出資料の内容

を青森県公安委員会に提出してください。

徧

析

(悪

# 報告又は資料の提出に際しての注意事項

により、青森県公安委員会は、その旨を公表することがあります。 の提出をしたときは、青森県暴力団排除条例第20条第1項第2号及び第3号の規定 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の報告若しくは資料

氏名並びに報告又は提出資料の内容を記載して提出してください。 報告・資料提出書には、報告・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び

2

料提出書の提出は必要ありません。 なお、口頭による報告を求められた場合で資料の提出を行わないときは、報告・資

行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)第4条第5項の規定により、 頭すべき期日に出頭しないとき)は、青森県公安委員会は、青森県暴力団排除条例施 これを拒んだものとして取り扱います。 提出期限までに報告・資料提出書の提出がないとき(口頭による報告の場合は、 Œ

日時又は場所の変更を申し出ることができます。 由があるときには、青森県公安委員会に対し、報告日時等変更申出書により、報告の 口頭による報告を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理

5 は資料提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書 資料提出要求書の番号及び目付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に報告又 報告又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、報告

資料提出要求書を持参してください。 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告期日に出頭する場合は、この報告・

様式第三号

様式第3号(第4条関係)

攃 ΠĤ

資 科語

Œ 11111

併

Ш

ш

青森県公安委員会 骤

严

住氏

鱼 卫

第3項の規定により、次のとおり提出します。 青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)第4条

報告又は提出資料の内容	報告・資料提出要求書の番号及び日付
資料の内容	出要求書 び 日 付
	H- \114
	第年月
	日号

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること、

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

0 裝

声 資

Ç

要求書

□} • 쒀

汝

第2項の規定により、次のとおり報告の日時又は場所の変更を申し出ます。

変

浬

-#

H

9

型

 $\blacksquare$ 

注2) 注1)

様式第四号

様式第4号(第5条関係)

봻

ΠĤ

Ш 平 鈋 変

浬

-

H

11111

併

Н

Ш

青森県公安委員会

礟

所名

青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号) 住氏

第5条

프

# 第年 Д П Ш 号 号 华

贫

青

変

浬

Ш

平

盡

严

変更申出事項

変更希望

Ш

巫

藏

甲

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 併 Д Ш 平 B

> 14 戡

Ž 双 5

曲

⊞ 甲

変

9 浬

Ш

瑘

Ç

皷

報告の日時及び場所の不変更決定

様式第5号(第5条関係)

봻

ΠĤ

ш 罪 # 米 H

崖 強

1111

徭

声

併

П

ш

礟

青森県公安委員会

Ħ

|第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。 青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)第5条

報の □} • 綝 貧 **\*** 本 提 出 ¥ Ğ 要求 Ш 書付 第年 Н 耳音

報告の日時又は場所の変更決定

	4	<b>対</b> <b>国</b> <b>国</b>		1 数日9日時人は物別り及光代足
変更後		変更前		人でかかり
場所	日時	場所	日時	, X X VX
	年		年	
	Я		月	
	Ш		Ш	
	時		專	
	分		分	

**注**) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 様式第五号

予原

 $\cap$ 

¥

Ø

#

H  $\mathbb{X}$ 

N

75

N

K

表

9 嶣

ء

淅

#

出

1

9

撓

H

进

競

併

П

E まる

#

宗

11111

9

揑

 $\mathbb{H}$ 

光

公条

e e

9

表

根拠

 $\cap$ 籴

¥

る項

様式第六号

様式第6号(第7条関係)

馬 0 攝 取 漸 绐

1

徭

声

疒

併

Н

Ш

の原因となる事実、その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してくださ 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表

礟

青森県公安委員会

핖

6月青森県公安委員会規則第6号)第7条第1項の規定により通知します。

次のとおり意見の聴取を行いますので、青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年

2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

則第7条第6項の規定により、これを拒んだものとして取り扱います。 べき期日に出頭しないとき)は、青森県公安委員会は、青森県暴力団排除条例施行規 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭す

い理由があるときには、青森県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書によ り、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得な

聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を青森 意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、

の意見の聴取通知書を持参してください。 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、 県公安委員会に提出してください。

(表

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注2) び場所を記載すること。 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及

(悪

意見の聴取に際しての注意事項

第3項の規定により、次のとおり提出します。

青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)第7条

青

森

0

쒀

声 ¥ Ğ ш

4

併 徭

疒

見の聴取通知書

痽

妆

様式第七号

様式第7号(第7条関係)

-111

宗

11111

併

Н

Ш

青森県公安委員会 霽

住氏

所名

丑

П 导量

その他当該事実の内容 に つ い て の 意 見 公表の原因となる事実

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号 (第8条関係)

様式第八号

鄭

吗 0 羆 取日 平

鈋 変

浬 -# H 11111

併

Н

Ш

青森県公安委員会 礟

住氏 所名

프

第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。 青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)第8条

意見の聴の番号]	東東河	知 日 付	第年月日
		轴 目	6
# H E H 대	変更前	揚州	
炎 天王 田 幸 吳		申申	分 報 日 日 本
	変更希望	場所	
) 河 田	田 う	油 田	

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意の

声

Ç 涶

Ш 田

事 付

第年

П

耳量

四 쒀

9

膨 双

型

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

Ш

平

併

Д

Ш

靐

分

7

田

 $\succ$ 

9

 $\stackrel{\wedge}{\mathbb{H}}$ 

严

変

浬

#

屈

変更前

皷

严

変更後

Ш

平

仲

Д

Ш

巫

B

藏

严

14

変

浬

 $\subset$ 

¥

5

田

⊞

意見の聴取の日時及び場所

ĬŤ)

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

様式第九号

様式第9号 (第8条関係)

吗 9 灦 東 Ш 平 継 朱 H

嵐

绀 1

徭

声

併

Ш

Ш

青森県公安委員会

礟

撼

礟

第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)

第8条

青森県公安委員会

臣

は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。 第9条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、報告若しくは資料の提出又 私は、青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月青森県公安委員会規則第6号)

報告・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 0 第年 耳神

쒀 声 及び目 4

# 型 華  $\succ$ ## 9 9  $\mathbb{H}$ 墨 ₩ 庥

7

账

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

注2) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第十号

様式第10号(第9条関係)

型  $\succ$ 選 任  $\blacksquare$  $\mathbb{H}$ 

1

7

併 Н

Ш

프

往氏

所名

青

7

曲  $\succ$ 

9

Ħ

黑

報告・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の番号及び日付

亷

Ш

徭

車

7

曲

 $\succ$ 

9 Ħ

₩

様式第11号 (第9条関係) 青森県公安委員会 瀴 À 埋入 貧 裕 贵 住氏 \* 所名 国 Œ  $\mathbb{I}\!\!\!/\!\!\!\!/\!\!\!\!/$ 

青森県公安委員会規則第6号)第9条第4項の規定により届け出ます。 私の代理人は、その資格を失ったので青森県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月 併 Д 丑 Ш

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

| | 青発 | 森行 | 市長 | 第一 | 一丁人